

## 地域連携推進会議の手引きについて

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、地域との連携等に資するため、地域連携推進会議の開催及び地域連携推進会議の構成員が当該事業所を見学する機会を設けることが義務付けられました（令和6年度においては、経過措置による努力義務）。

これに関連して、令和6年4月24日に厚生労働省より「地域連携推進会議の手引き」が示されました。また、地域連携推進会議についての説明動画、概要資料を作成しましたので、以下のURLをご参照ください。

### 書式ライブラリー

C【障害者支援施設・共同生活援助（グループホーム）】マニュアル・リーフレット等  
地域連携推進会議の説明動画・概要資料・手引き

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=062-002>